

第7 収容人員の算定

1 収容人員算定の基本

- (1) 収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。
- (2) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）であるが、令第24条の適用については棟単位で階の収容人員を合算した数、令第25条の適用については階単位とすること。
- (3) 防火対象物の主たる用途以外の機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。
- (4) みなし従属における主たる用途以外の独立した用途に供される部分の収容人員の算定は、主たる用途として、規則第1条の3の規定により算定すること。

2 収容人員算定上の共通事項

- (1) 従業者の取扱いは、次によること。
 - ア 正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における勤務体制で最大勤務者数とする。ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）にあつては、従業者として扱わないこと。
 - イ 交替制の勤務体制をとっている場合は、1日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とする。従つて、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交代時の数とはしない。ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。
 - ウ 従業者の数が不明である場合は、防火対象物の用途、規模に応じて算定した数を従業者数とみなす。
- (2) 令第24、25条の適用にあたっては、従業者として算定する者は、次のとおりとする。
 - ア 階単位で収容人員を算定するにあつて、2以上の階で執務する者については、当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
 - イ 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂及び会議室等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定する。ただし、その数が同一敷地内に存する従業者の数よりも大きい場合は、この限りではない。
- (3) 収容人員を算定するにあつて床面積の取扱いは、次によること。
 - ア 単位面積当たりで除した際の1未満の端数は原則として切り捨てるものであること。ただし、令別表第1(5)項イの和式の宿泊室における算定の際に生じた端数については、切り上

げること。

イ 廊下、階段及び便所等は、原則として収容人員を算定するにあたって床面積に含めないものであること。

(4) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱う。

ア ソファ等はいす席

イ いす席相互を連結したいす席

ウ 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、移動が容易に行えないいす席

エ 固定的（恒常的）なテーブルに通常対応するいす席

オ 掘りごたつ

(5) 令別表用途の中に存する専用住宅の居住者は、収容人員の算定に含めないものとする。

防火対象物の収容人員算定

区分		防火対象物の収容人員の算定
(1)項	イ	<p>従業員の数+客席部分の人数等=収容人員</p> <p>1 固定式の椅子席の数（長椅子は巾0.4mで1人）</p> <p>2 立ち見席は、当該床面積0.2㎡で1人（椅子席の通路は含まない）</p> <p>3 その他の客席は、床面積0.5㎡で1人</p> <p>※（1）項内のサークル活動室（和室）は0.5㎡、ダンス教室及びフィットネスクラブは3㎡を除いて算定すること。</p> <p>※ 結婚式場等で社内規定等により入場定員が定められている場合はその数とする。</p> <p>※ 葬祭場のロビー部分は、休憩及び飲食等の用途がなく人の滞留が一時的なものについては算定しない。</p>
	□	
(2)項	イ	<p>従業員の数+客席部分の人数等=収容人員</p> <p>1 固定式の椅子席の数（長椅子は巾0.5mで1人）</p> <p>2 出演者等が在室する楽屋、控室及びその他の部分は、当該床面積3㎡で1人</p>
	□	<p>1 観覧、飲食、休憩用の固定式の椅子席の数（長椅子は巾0.5mで1人）</p> <p>2 遊技機械器具を使用して遊技することができる者の数</p> <p>3 和式、立ち見席は、床面積3㎡で1人</p> <p>4 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数については、次によること。</p> <p>（1）ボーリング場は、レーンに付属する固定式の椅子席の数とする。</p> <p>なお、場内にゲームコーナーがある場合は、当該コーナーの機械器具を使用し</p>

		<p>て遊技を行うことができる者の数を合算して収容人員を算定すること。</p> <p>(2) ビリヤードは、1台につき2人とする。</p> <p>(3) 麻雀は、1台につき4人とする。</p> <p>(4) ルーレット等でゲーム人員の制限のないものについては、台等の寄りつき部分0.5mにつき1人として算定する。</p> <p>なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数による。</p> <p>5 ディスコ、ダンスホールの踊りに供する部分は、その他の部分として3㎡で除して算定すること。</p>
	八二	<p>1 固定式の椅子席の数（長椅子は巾0.5mで1人）</p> <p>2 固定式のいす席を設けない個室については、当該個室ごとに3平方メートルで除して得た数（1未満の場合は1とする。）を合算した数を「その他の部分」の収容人員とみなす。</p> <p>3 待合室は、当該床面積3㎡で1人</p>
(3)項	イ ロ	<p>従業者の数+客席部分の人数等=収容人員</p> <p>1 固定式の椅子席の数（長椅子は巾0.5mで1人）</p> <p>2 その他の部分（和式、客席等）は、床面積3㎡で1人</p>
(4)項		<p>従業者の数+従業者以外の者等=収容人員</p> <p>1 売場の床面積を4㎡で1人（陳列棚、ショーケース等を置いている部分も床面積に入れる。）</p> <p>2 飲食又は休憩の用に供する部分の床面積を3㎡で1人（固定式の椅子席等がある場合でも3㎡で1人とする。）</p> <p>※ 大規模物販店内の(4)項の機能従属として取り扱われている遊技場については、4㎡で除して算定すること。</p>
(5)項	イ	<p>従業者の数+</p> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊室 <ul style="list-style-type: none"> 洋式 [シングルベッド1人 セミダブル・ダブルベット2人 和式 [床面積6㎡で1人(前部屋も含める) 団体客を宿泊させる部分は、3㎡で1人 集会・宴会・飲食 休憩の用に供する部分 <ul style="list-style-type: none"> 椅子の数(長椅子は、巾0.5mで1人) 床面積3㎡で1人 <p>1 簡易宿泊所の階層式寝台は、上下別に床面積3㎡で1人、ベッド式はベッドの数で算定する。</p> <p>2 旅館・ホテル営業は、市長（保健所）の許可が必要で、一客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあっては、9㎡）以上であることが許可の基準、これ未満のものは、旅館等の営業はできないものであること。</p>

		<p>3 通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡で使用実態のある和室にあつては宿泊室を3㎡で除すること。</p> <p>4 一の宿泊室に和式部分と洋式部分が併存するものは、それぞれの部分について算定された収容人員を合算すること。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものはこの限りではない。</p> <p>5 セミダブルベットは2名と算定するものであるが、1室に2名以上の宿泊がないことが明らかなものはこの限りではない。</p>										
	<p>□</p>	<p>居住者の数により算定する。</p> <p>1 共同住宅で未入居の場合は、次により算定する。</p> <table border="1" data-bbox="373 730 1326 891"> <tr> <td>住戸のタイプ</td> <td>1R、1K、1DK 1LDK、2DK</td> <td>2LDK、3DK</td> <td>3LDK、4DK</td> <td>4LDK、5DK</td> </tr> <tr> <td>算定居住者数</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>4人</td> <td>5人</td> </tr> </table> <p>※ メゾネットタイプの場合は、原則として次により算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共用廊下等に面する主たる出入口の存する階（以下「主たる階」という。）に全居住者数を算入すること。 ・令第25条の適用における階単位での算定の際は、主たる階以外の階においても全居住者数で算定すること。 <p>2 下宿、寄宿舎の場合は、寮管理規程及び契約書等により実態を把握する。一般的に6畳（和室、洋室）以下は1室1人とする。</p>	住戸のタイプ	1R、1K、1DK 1LDK、2DK	2LDK、3DK	3LDK、4DK	4LDK、5DK	算定居住者数	2人	3人	4人	5人
住戸のタイプ	1R、1K、1DK 1LDK、2DK	2LDK、3DK	3LDK、4DK	4LDK、5DK								
算定居住者数	2人	3人	4人	5人								
(6)項	<p>イ</p> <p>□</p> <p>八</p> <p>二</p>	<p>医師、看護師等従業者の数 + $\left[\begin{array}{l} \text{病室内にある病床の数} \\ \text{待合室は、床面積3㎡で1人} \end{array} \right.$</p> <p>1 廊下を待合室にしている場合は、建基令第119条に規定する廊下幅員以外の部分を3㎡で除する。</p> <p>2 病院等の乳幼児は、収容人員に含める。</p> <p>3 予防診断制度を実施している診療所等についても規則第1条の3によって算定する。</p> <p>4 透析専門の医院の場合は、透析用ベッドの数を加算すること。</p> <p>従業者の数 + 利用定員(利用者数の実態が把握できる場合は実員) = 収容人員</p> <p>教職員の数 + 児童生徒等の数 = 収容人員</p>										
(7)項		<p>教職員の数 + 児童・生徒・学生の数 = 収容人員</p> <p>※ 大学内の学生食堂（別棟7項）については、飲食の用に供する部分は(3)項の算定方法、本屋及びコンビニエンスストア等の部分は(4)項の算定方法によりそれぞれ算定すること。</p>										

(8)項		<p>従業者の数+閲覧室、展示室、会議室、休憩室の床面積の合計を3㎡で1人=収容人員 ※ 書架、陳列ケース等を置いている部分も床面積に含める。</p>
(9)項	イ □	<p>従業者の数+浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で1人=収容人員 ※ 休憩の用に供される部分には、待合、娯楽室等を含む。</p>
(10)項		<p>従業者の数=収容人員 ※ 車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者の他に従属的な業務に従事する者を含む。(食堂、売店の従業者、ポーターを含めること。)</p>
(11)項		<p>神職、僧侶、牧師、その他の従業者の数+礼拝、集会、休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で1人=収容人員 ※ 固定椅子の礼拝堂等であっても3㎡で除すること。</p>
(12)項	イ □	<p>従業者の数</p>
(13)項	イ □	<p>従業者の数</p>
(14)項		<p>従業者の数</p>
(15)項		<p>従業者の数+従業者以外の者が使用する部分の床面積3㎡で1人=収容人員</p> <p>1 従業者の数が不明である事務所については、事務室ごとにその床面積を4平方メートルで除して得た数を合算した数を従業者数とみなす。</p> <p>2 理髪店、美容室、マッサージ、エステサロン、整骨院等は次によること。 従業者の数+理髪台(施術台)の数+待合の用に供する部分の床面積3㎡で1人 なお、レイアウト等が未定の場合は床面積を3㎡で除して得た数とする。</p> <p>3 ゴルフ練習場は次によること。 従業者の数+練習打席の数+休憩又は待合の用に供する部分の床面積3㎡で1人</p> <p>4 会議室等については、前2(2)によるものの他、従業者以外の者の使用が認められる場合は、3㎡で除して得た数を算入する。 ※ 納骨堂の従業者以外の者が使用する部分の床面積については、納骨その他施設部分を除くものとする。</p>
(17)項		<p>床面積を5㎡で除して得た数</p>
新築工事 中の建築物		<p>従業者の数+仮使用承認を受けた部分がある場合は、その部分の用途ごとの算定方法により算定した数</p>